

田原市内で 屋外広告物を出すときは…

愛知県屋外広告物条例の概要

屋外広告物の定義

屋外広告物とは、常時※₁又は一定の期間※₂継続して屋外に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

なお、商業広告物だけでなく、非営利的なものであっても、表示内容に関わらず屋外広告物となります。

※1 常時表示するとは、土地や工作物（禁止物件含む）などに定着して表示すること。

※2 一定の期間継続して表示するとは、容易に動かすことができる置き看板、立看板、広告旗等を、5日を超えて継続して表示すること。

屋外広告物の設置について

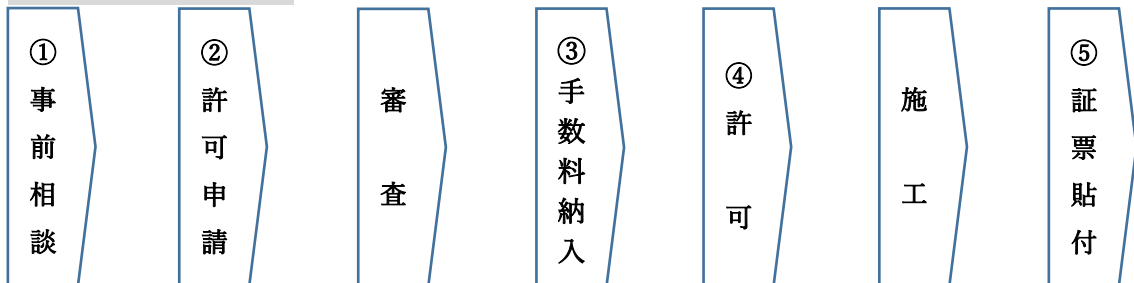
屋外広告物は、屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例などにより表示の仕方、場所などにルールが定められています。田原市では愛知県屋外広告物条例に基づいて許可事務等を行っています。

許可申請の手続きなど

- 田原市内で屋外広告物を出すには、原則として田原市長の**許可が必要**です。
 - ※ 自己の敷地、建物に表示する場合でも対象になります。
 - ※ 一部許可できない地域、物件などがあります。
 - ※ 一部許可が不要な広告物があります。
 - ※ 建築確認、道路占用等が必要な場合があります。
- 許可の期間は最大3年間です。期間後も継続して広告物を出す場合は、更新許可申請が必要になります。
 - ※ 立看板、はり紙等の簡易な広告物の許可期間は、3か月以内です。

屋外広告物許可申請の手続き

新規許可申請の場合



- ① 広告物を出す前に、あらかじめ田原市役所維持管理課 屋外広告物担当へご相談下さい。
- ② 屋外広告物表示等許可申請書（2部）を作成し、許可証等を郵送する返信用封筒を同封の上、田原市役所維持管理課へ提出してください。（郵送可）
- ③ 許可手数料は、納入通知書を郵送しますので、金融機関等にて納入してください。
- ④ 手数料の入金を市で確認後（納入後数日かかります）、許可書と許可証票（シール）を郵送します。
- ⑤ 許可証票（シール）は広告物に貼付してください。

更新許可申請の場合

- ① 期間満了前に田原市から屋外広告物更新許可申請書、屋外広告物安全点検報告書を郵送します。
- ② 屋外広告物更新許可申請書（2部）、屋外広告物安全点検報告書（2部）に必要事項を記入のうえ、期間満了の10日前までに許可証等を郵送する返信用封筒を同封の上、田原市役所維持管理課へ提出してください。（郵送可）
- ③ 提出された更新許可申請書をもとに許可手数料を算出し、納入通知書を郵送しますので、金融機関等にて納入してください。
- ④ 手数料の入金を市で確認後（納入後数日かかります）、許可書、許可証票（シール）を郵送します。
- ⑤ 許可証票（シール）は広告物に貼付してください。

田原市内の広告物の規制地域等

禁止地域（原則として広告物を設置できない地域）

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の地域に広告物を設置することはできません。

- ・ 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
- ・ 指定文化財の周囲50メートル以内の地域
- ・ 風致保安林、原生自然環境保全地域等
- ・ 都市公園の区域、知事が指定する公共空地
- ・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地
- ・ 古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

禁止物件（原則として広告物を設置できない物件）

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の物件に広告物を設置することはできません。

- ・ 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの
- ・ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（許可基準に適合する電柱広告、街灯柱広告は適用除外となります。）
- ・ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
- ・ 送電鉄塔及び送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ・ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木

許可、適用除外の基準が厳しい地域

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の地域は自家用広告物の表示面積の制限が他の地域より厳しくなっています。

- ・ 都市計画法第8条第1項の規定による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

禁止広告物（設置できない広告物）

次の広告物は景観を損ねるとともに事故等の原因となるため設置することができません。

- ・ 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・ 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

許可の基準

広告物の共通基準

- ・ 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- ・ 原色を過度に使用していないこと。
- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- ・ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- ・ 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
- ・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- ・ 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- ・ 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
- ・ 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

個別基準

(※詳細については、「愛知県屋外広告物条例のしくみ」をご確認ください。)

広告物の種類	条例第5条第1項の地域	条例第5条第2項の地域
広告板	<ul style="list-style-type: none">・ 広告表示面積35㎡以下・ 地上からの高さ10m以下・ 脚部の広告表示不可・ 地色に原則黒色・原色の使用不可	<ul style="list-style-type: none">・ 幅15m以下・ 地上からの高さ10m以下・ 広告表示面積35㎡以下・ 路端から100m以上隔す・ 相互に50m以上離す・ 原則長方形・正方形に限る・ 原則、地色に黒色・原色の使用不可
広告塔	<ul style="list-style-type: none">・ 広告表示面積50㎡以下・ 地上からの高さ10m以下・ 脚部の広告表示不可・ 地色に原則黒色・原色の使用不可	<ul style="list-style-type: none">・ 幅3m以下・ 地上からの高さ15m以下・ 広告表示面積35㎡以下・ 路端から100m以上隔す・ 相互に50m以上離す・ 原則角柱状・円筒状に限る・ 原則、地色に黒色・原色の使用不可
アーチ	<ul style="list-style-type: none">・ 広告表示面積50㎡以下・ 地上からの高さ10m以下・ 脚部の広告表示不可・ 下端の路面からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上)・ 原則、地色に黒色・原色の使用不可	
屋上広告板	耐火・不燃構造	・ 広告表示面積制限なし 建築物の高さ2/3以下
屋上広告塔	木造建築物	・ 広告表示面積20㎡以下 地上から高さ10m以下
壁面広告	<ul style="list-style-type: none">・ 窓・開口部をふさがない・ 住居系用途地域では広告表示面積20㎡以下 (住居系用途地域外では広告表示面積制限なし)・ 同一内容のものは1壁面につき1個	

広告物の種類	条例第5条第1項の地域	条例第5条第2項の地域
突き出し看板	<ul style="list-style-type: none"> ・1個の広告表示面積15㎡以下 ・道路境界から路面上に突き出す出幅は道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合1m以下） ・下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上） ・壁面の高さを超えて設置する場合の高さは壁面からの出幅以下 ・交通信号機から50m以内ではネオンサインの使用不可 	
アーケード広告	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積3㎡以下 ・板状・箱状の不燃構造体 ・下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上） ・柱・軒先の広告表示不可 ・原則同一商店街で規格を統一 	
電柱広告	塗り付けるもの 巻き付けるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・路面上又は地上から1.2m以上3.4m以内に表示 ・電柱1本当たりの総表示面積は1㎡以下 ・原則、地色に黒色・赤色の使用不可
	添加するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の電柱には道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける（歩道又は道路外に設置する場合又はその最下端を路面上から5m以上の高さとする場合を除く） ・電柱1本に1個 ・横0.45m以下、縦1.2m以下、電柱から垂直に0.15m離す ・上下端を塗装した帯鉄で取り付ける ・下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上、道路外では3m以上） ・原則、地色に黒色・赤色の使用不可
はり紙	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ1.5㎡以下 ・容易に除却できる方法で表示、全面のり付け不可 	
はり札	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ0.3㎡以下 ・同一壁面に2枚以内 	
広告旗（のぼり旗）	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面の大きさ横0.9m以下、縦1.8m以下 ・地上から上端までの高さ3m以下 ・倒伏しないようにする ・2本以上並列する場合は等間隔に並べる 	
立看板	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面の大きさ横0.9m以下、縦1.8m以下 ・脚の長さ0.3m以下 ・併用広告は下端に表示 ・倒伏しないようにする ・2本以上並列する場合は等間隔に並べる 	
広告幕	道路を横断するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・幅1m以下 ・下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合（基準のない場合は4.5m以上） ・原則、地色に黒色・赤色の使用不可
	垂れ幕	<ul style="list-style-type: none"> ・幅1.5m以下、長さ15m以下 ・窓の全部又は大部分をふさがない ・原則、地色に黒色・赤色の使用不可
アドバルーン	<ul style="list-style-type: none"> ・掲揚高度は地上から20m以上45m以下 ・添加広告は幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等に表示し十分緊結する ・掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにする ・地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時に掲揚しない ・掲揚・降下作業時の危険防止の措置をとる 	

区間、地域ごとの基準

(※詳細については、「愛知県屋外広告物条例のしくみ」をご確認ください。)

○条例第5条第2項の許可区間

- ・ 知事が指定する道路及び鉄道等の区間（国道259号、豊橋鉄道渥美線）
- ・ 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域（国道259号、豊橋鉄道渥美線）

● 適用除外の基準

自然の立地条件又は人為的障害物により上記該当道路等から広告物等が展望できない場合は、条例第5条第2項の地域から除外します。

都市計画法により定められた商業地域・近隣商業地域、国勢調査結果による人口集中地区は除外します。（詳細はお問い合わせください）

除外する地域が禁止地域でないときは、愛知県屋外広告物条例第5条第1項の許可基準を満たしていれば、許可を受けることにより広告物の設置等が可能です。

- ◆ **自家用広告物**（自己の店舗・事務所・工場等の敷地に、その内容を表示するため設置する広告）
表示面積が20㎡以下 ⇒ **許可不要**（敷地全体での最大可視面積の合計）
- ◆ **管理用広告物**（自己の所有・管理する土地等に、管理上の必要に基づき設置する広告）
表示面積が3㎡以下 ⇒ **許可不要**（敷地全体での最大可視面積の合計）
- ◆ **案内広告**（道標・案内図板等、公衆の利便を目的とする広告）
要許可 表示面積が5㎡以下（可視面積） 高さが5m以下
表示内容は案内する事業所等の名称、距離、矢印等に限る

○条例第5条第1項の許可地域

- ◆ **自家用広告物**（自己の店舗・事務所・工場等の敷地に、その内容を表示するため設置する広告）
表示面積が20㎡以下 ⇒ **許可不要** 共通基準・個別基準に適合
- ◆ **管理用広告物**（自己の所有・管理する土地等に、管理上の必要に基づき設置する広告）
表示面積が3㎡以下 ⇒ **許可不要**（敷地全体での最大可視面積の合計）
- ◆ **案内広告**（道標・案内図板等、公衆の利便を目的とする広告）
要許可 共通基準・個別基準に適合

設置者、管理者、広告主の義務と責務

管理義務

- 広告物の設置者・管理者は、**広告物の補修や必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。**
- リーフレット「あなたの看板は安全ですか？」を参考に、まずは日常点検を行ってください。日常点検は基本的に目視点検で結構ですが、劣化が認められる箇所については、実際に触れる等して、安全性を確認してください。

点検義務

- 広告物の設置者・管理者は、はり紙、はり札、広告旗等を除き、広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければなりません。
- **高さが4mを超える屋外広告物については有資格者※1による安全点検が義務付けられています。**

※1 一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者
(※各自治体主催の「屋外広告物講習会」修了者、電気工事士、電気主任技術者、職業訓練指導員等は含まれません)

除却義務

- 広告物の設置者は、許可の期間が満了し更新許可を取得しないとき、許可が取り消されたとき、広告物の設置が必要でなくなったときは、広告物を除却した上で、田原市長に除却届を提出しなければなりません。

広告主の責務

- 広告主（屋外広告業者等に広告物の設置・管理を委託する者）は、委託した広告物等が条例に違反して設置されることで、良好な景観・風致を害し、公衆に危害を及ぼすことがないようにするため、**広告物の状況を適宜点検させる等、管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。**

罰則

- 条例の規定に違反すると、次のような刑事罰を受けることがあります。

違反の内容	罰則の内容
措置命令に違反した者	50万円以下の罰金
禁止地域、禁止物件、許可地域の規定に違反して 広告物を設置したもの	30万円以下の罰金
変更許可を受けないで広告物を変更した者	30万円以下の罰金
立入検査等の規定に基づく報告・資料を提出しない者 質問に答弁をしない者・虚偽の答弁をした物 検査を拒み、妨げ、忌避する者 虚偽の報告・資料提出をした者	20万円以下の罰金

(屋外広告業登録制度関係の罰則は、ここには掲載していません。)

申請に必要なもの

名称	時点	添加書類	部数	手数料
屋外広告物表示等許可申請書 様式第1（第1条関係）	新たに設置しようとするとき	①位置図 ②構造に関する図面 ③色彩広告模写図 ④他人が所有又は管理する場合は、 承諾を得たことを証する書面（写し） ⑤表示面積計算表 ⑥屋外広告業の登録を証する書面（写し）	2部	必要
屋外広告物更新許可申請書 様式第2（第3条関係）	許可期間満了の10日前まで	①位置図 ②構造に関する図面 ③色彩広告模写図（カラー写真可） ④他人が所有又は管理する場合は、 承諾を得たことを証する書面（写し） ⑤表示面積計算表 ⑥屋外広告物安全点検報告書 ⑦前回の許可証（写し）	2部	必要
屋外広告物変更等許可申請書 様式第3（第4条関係）	変更し又は改造するとき	①位置図 ②構造に関する図面 ③色彩広告模写図 ④他人が所有又は管理する場合は、 承諾を得たことを証する書面（写し） ⑤表示面積計算表 ⑥前回の許可証（写し）	2部	必要
屋外広告物管理者等設置届出書 様式第4（第9条関係）	管理するものを置いたとき 管理者を変更し、又は廃止したとき	無	1部	不要
屋外広告物設置の氏名等変更届出書 様式第4（第9条関係）	氏名若しくは名称又は住所が 変更したとき	無	1部	不要
屋外広告物除却等届出書 様式第8（第13条関係）	除却したとき	除却後の写真（カラー）	1部	不要

屋外広告物許可手数料

区分		単位	金額
広告版 広告塔 アーチ 壁面広告	電飾なし	許可期間が1年以内	広告表示面積5㎡につき ¥900
		許可期間が1年を超える	広告表示面積5㎡につき ¥1,300
	電飾あり	許可期間が1年以内	広告表示面積5㎡につき ¥1,200
		許可期間が1年を超える	広告表示面積5㎡につき ¥1,900
電柱・街路灯	許可期間が1年以内	1個	¥200
	許可期間が1年を超える	1個	¥300
立看板		1枚	¥100
はり紙		100枚	¥400
はり札		1枚	¥40
広告幕		1枚	¥400
アドバルーン		1個	¥700
その他の広告物	許可期間が1年以内	1個	¥100
	許可期間が1年を超える	1個	¥160

屋外広告業登録制度

- 屋外広告業とは、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う営業のことで、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。
- 田原市内で屋外広告業を営むためには、事前に愛知県知事の登録を受けることが必要です。登録を受けるには営業所ごとに屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等の業務主任者を置かなければなりません。
- 屋外広告物の設置をお考えの方は、登録を受けた屋外広告業者に依頼するようにしてください。
- 屋外広告業登録制度については、愛知県のウェブページを参照してください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai-touroku.html>

広告物の設置・相談・申請・届出は田原市の屋外広告物担当まで

問い合わせ先

- 愛知県庁 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 景観グループ
TEL 052-954-6612 FAX 052-953-5329
HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai.html>
- 田原市役所 都市建設部 維持管理課 管理係
TEL 0531-23-3520 FAX 0531-22-3811
メール ijikanri@city.tahara.aichi.jp
HP <https://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/1002760/1002879/1002887.html>